

環境省政策評価結果の政策への反映状況

- 目 次 -

1. はじめに
2. 平成 18 年度施策の事後評価結果の政策への反映状況
 - (1) 総括表
 - (2) 施策別整理表
3. 事前評価結果（平成 18 年 10 月から平成 19 年 9 月まで）の政策への反映状況
 - (1) 公共事業
 - (2) 新設規制

1.はじめに

(1) 国民に対する行政の説明責任の徹底、効率的で質の高い行政の実現、国民の視野に立った成果重視の行政への転換を実現することを目的として、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成14年4月施行。以下「法」という。)に基づき、政策評価を実施することとされている。また、平成17年度に総務省において、政策評価制度の見直しが行われ、「政策評価に関する基本方針」が改定(平成17年12月)されたところである。

環境省においては、新しい基本方針の趣旨を踏まえ、平成18年度施策の評価から、新しい施策体系のもとで実施している。

(2) 政策評価の結果は、次年度の予算要求等政策へ適切に反映することが重要であり、法第11条の規定に基づき、以下のとおり評価結果の概要と政策への反映状況を取りまとめた。

なお、取りまとめの対象は、昨年度の報告からこれまで(平成18年10月から平成19年9月まで)の間に、総務省に提出、公表した政策評価書である。

平成18年12月27日 公共事業に関する事前評価書(平成18年度第1回)を総務省に提出、公表

平成19年3月29日 公共事業に関する事前評価書(平成18年度第2回)を総務省に提出、公表

平成19年8月1日 新設規制に関する事前評価書を総務省に提出、公表

平成19年8月31日 平成18年度環境省政策評価書(事後評価)を総務省に提出、公表

(参考) 環境省政策評価基本計画(平成18年4月改定)の概要

計 画 期 間：平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間。

事前評価の対象等： 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業及び個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策を対象。

環境省政策評価基本計画に基づき、全ての規制の新設(法律の制定、改正)を対象。

事後評価の対象： 環境省の政策の全てを対象。

政 策 へ の 反 映： 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構・定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定といった企画立案作業において、重要な情報として活用。

2. 平成18年度施策の事後評価結果の政策への反映状況
(1) 総括表

(単位:件)

分類	平成20年度予算要求へ反映した件数						平成20年度機構・定員要求へ反映した件数			施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価				
	これまでの取組を引き続き推進		評価対象政策の改善・見直し			評価対象政策を廃止、休止又は中止	機構要求へ反映	定員要求へ反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価					
			評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	第162回 (H17.1.21)				第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)				
施策等を対象に評価	12	3	9	8	0	0	7	4	7	9	6	4	5	4

(注)

- 「評価対象政策の重点化等」とは、施策に含まれる個別事業の一部を縮小、中止等の見直しを行うとともに、新たな事業の実施や他の事業を充実する等により改善を行ったもの。
- 上記件数の中には実績評価方式による事後評価及び事業評価方式による事後評価(成果重視事業)の両方が含まれている。

(2) 施策別整理表

施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)		
			H20年度予算要求への反映					H20年度機構・定員要求への反映		施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価					
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			その他の重要政策に関する評価				
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止				第162回 (H17.1.21)	第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)								
1 地球温暖化対策	地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために1992年(平成4年)に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。京都議定書における2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の温室効果ガス排出量6%削減約束を確実に達成する。	6%削減約束を確実に達成するために、京都議定書目標達成計画の評価・見直しを行う。 過去の進捗が見込みと比べ十分とは言えない対策の加速化、更なる削減の可能性が見込める対策の一層の強化に向けて、削減効果の確実な措置について早急に検討を進め、実施する。 政府としてクレジットの取得にあたり、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮しつつ、京都議定書の目標達成に必要な量を確実に確保する。また、それに向けて必要な予算を確保する。 国際的な地球温暖化対策の実効性の確保に向け、京都議定書第1約束期間後の2013年(平成25年)以降における全ての主要排出国が最大限の削減努力を行い、全ての国がその能力に応じて取り組む実効ある枠組みの構築。												基本方針2004(平成16年6月4日):「京都議定書の目標の達成を図るため、平成16年に「地球温暖化対策推進大綱」の評価・見直しを行い、必要な追加対策・施策を講ずる。」 基本方針2005(平成17年6月21日):「京都議定書の削減約束の達成、脱温暖化社会の構築に向け、「京都議定書目標達成計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減、森林の整備、保全等の森林吸収源対策等、京都メカニズムの活用に向けた取組を確実に実施するとともに、国民運動の展開、技術開発を進める。」 基本方針2006(平成18年7月7日):「4生活におけるリスクへの対処(地球環境の保全・循環型社会の構築)」「京都議定書の約束期間開始を2008年に控え、省エネ・新エネ対策、原子力の推進等による温室効果ガスの排出削減、…、京都メカニズムによるクレジットの取得を進め、…、今後、「京都議定書目標達成計画」の…、長期的な温室効果ガスは排出削減に向けたリーダーシップを発揮する。」	平成19年度に行う、京都議定書目標達成計画の評価・見直しの結果を踏まえた新たな計画に基づき、6%削減約束の確実な達成のための対策・施策を実施する。 官民が適切な連携を図り、様々な手法を効果的に活用しながら、京都メカニズムクレジットを取得していく。 国際的には、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8や各国との対話等も活用し、全ての主要排出国が最大限の削減努力を行い、全ての国がその能力に応じて取り組む実効ある枠組みの構築に向けた取組を積極的に進めていく。 京都議定書目標達成計画の確実な達成及び次期枠組みに関する国際交渉などについて機構定員要求を図る。
2 地球環境の保全	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。	(オゾン層の保護・回復) 改正フロン回収・破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率の向上に向けた取り組みの強化。 冷媒以外の用途におけるフロン類の排出抑制対策の検討。 途上国におけるオゾン層破壊物質の削減・回収破壊対策の推進。 (酸性雨・黄砂対策) EANETの協定化、インベントリ作成やシミュレーションモデル開発等 EANET活動の拡大に向けた検討。 一部湖沼周辺における酸性雨の影響の疑いに対する対策。 国内酸性雨モニタリングについて、質の高いデータの取得、大気汚染物質の長距離輸送の監視と自然生態系への影響把握に重点を置いた観測体制の検討。											基本方針2005(平成17年6月21日):「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、違法伐採対策を推進する。 「地球環境問題や国際的な資源節等のグローバルな課題に対処し、環境と経済の両立を図る。 アジア・ゲートウェイ構想(平成19年5月6日) 1「最重要項目10」 10.アジア共通課題に関する協力・研究の中核機能の強化 「環境・エネルギー…化学物質、海洋汚染、酸性雨、3R等各分野における協力・研究ネットワークを構築、…国際フォーラムの実施等による日本の環境技術の普及促進。」	(オゾン層の保護・回復) 改正フロン回収・破壊法の円滑な施行を期するために周知徹底を図り、行程管理制度を着実に実施。 フロン製品の普及方策の検討等、脱フロン社会の実現に向けた施策を重点的に実施する。 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図る。	

施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										
			H20年度予算要求への反映				H20年度機構・定員要求への反映		施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価				備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価 第162回(H17.1.21)	第164回(H18.1.20)	第166回(H19.1.26)	その他の重要政策に関する評価		
2	地球環境の保全	<p>3カ国環境大臣メカニズムを活用した、黄砂モニタリングネットワーク構築等の北東アジア地域協力の検討。</p> <p>(海洋環境の保全) 海洋環境モニタリングについて、今後のモニタリングのあり方の見直し。漂流・漂着ゴミの問題解決に向けた検討。</p> <p>(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全) 「持続可能な森林経営」及び違法伐採対策の検討。 砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進。 南極地域の環境保護については、基地が周辺環境に与える影響のモニタリング技術指針の作成、南極環境保護議定書責任附属書(平成17年6月採択)への対応、法に基づく手続きの徹底に係る普及啓発の推進。</p> <p>(国際的な貢献と連携・国際協力) グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施、海外広報の充実、FTA/EPA条項の比較分析、貿易と環境の相互支持性を強化する協力案件の検討等の政策研究を行う。 アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。</p> <p>(研究調査) 観測空白域・空白分野の解消、観測データに係る速報の強化。 海外への情報発信、海外との連携強化、より重要な分野への研究資源の配分強化。</p>										<p>(酸性雨・黄砂対策) EANETについては、平成20年に向けて地域協定化も視野に入れた将来発展に関する協議が進展しているところ、技術面、人材面、資金面での議論の進展に積極的に貢献し、我が国の主張の反映に努める。 国内における酸性雨の影響が疑われる一部湖沼周辺において酸性化のメカニズムの解明等に向けた総合的な調査を実施する。 平成15年～19年の観測結果のとりまとめを踏まえ、酸性雨長期モニタリング計画を見直す。 黄砂対策については、モニタリングの分野を中心に地域協力を積極的に貢献するとともに、関係各国との情報共有を進め、国際的な黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムを整備する。</p> <p>(海洋環境の保全) 海洋環境モニタリングについて、今後のモニタリング指針等に関する策定のために更なる検討を進める。海水中の二酸化炭素濃度(バックグラウンド)の把握や、漏洩時のモニタリング手法等に関する調査・研究を行う。 我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、モデル海浜を選定した上で、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効果的・効果的な処理・清掃方法を検討する。</p> <p>(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全) 違法伐採が生物多様性に与える影響について調査・検討を行い、生物多様性の観点から違法伐採対策の重要性を国際社会に発信する。 技術移転等による砂漠化防止の支援・検討およびモニタリング手法の検討を行う。 南極地域の環境保護のためのモニタリング技術指針の詳細についての検討、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、法に基づく手続きの更なる徹底を行う。</p>	

施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況											備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)	
			H20年度予算要求への反映					H20年度機構・定員要求への反映			施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価				
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は	機構要求への反映	定員要求への反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価 第162回(H17.1.21)	第164回(H18.1.20)	第166回(H19.1.26)	その他の重要政策に関する評価			
2	地球環境の保全	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。													<p>(国際的な貢献と連携・国際協力) 引き続き、G8、国連、OECD、エウアジア等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。海外広報は、提供情報の質、量を共に充実させる。また、WTO、FTA/EPAの交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。</p> <p>国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。</p> <p>(研究調査) 地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、より重点的な資金配分を行うことにより、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。</p>
3	大気・水・土壌環境等の保全	大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。	大都市圏を中心とした大気汚染についての、流入車対策及び局地汚染対策の推進。 PM2.5に係る総合的な健康影響評価の実施、大気汚染状況の的確な把握及び必要に応じた濃度低減対策の検討。 光化学オキシダントの今後の動向の的確な把握及び注意報の発令状況の改善。 IMO(国際海事機関)における審議を踏まえつつ、NOx等の船舶からの排出ガス対策を強化する。 大気生活環境の保全について、近年の苦情傾向や国際動向等に対応した対策の実施、長期的視点も考慮に入れた民間事業者等におけるヒートアイランド対策に向けた取組の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだ街作りの推進。											<p>基本方針2005(平成17年6月21日)：(別表1(7))ヒートアイランド対策、…を推進する</p> <p>中央環境審議会意見具申「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」(平成19年2月23日)等を踏まえた流入車対策及び局地汚染対策をはじめとする自動車排出ガス対策を着実に実施するとともに、これらの事務の執行に必要な定員を要求する。 PM2.5の健康影響に係る調査研究の推進、大気環境濃度の把握、必要に応じた発生源対策の検討・実施。 光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出抑制対策の推進や、更なる対策のあり方の検討。 自動車と比較して立ち遅れている船舶からのNOx等の排出ガス対策を講じるとともに、これらの事務の執行に必要な定員を要求する。</p>	

施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況											備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)	
			H20年度予算要求への反映					H20年度機構・定員要求への反映			施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価				その他の重要政策に関する評価
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価						
				(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止				第162回 (H17.1.21)	第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)				
3 大気・水・土壌環境等の保全	大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。	閉鎖性水域の水環境改善に向けた取組、的確かつ効率的なモニタリング体制の確立、地下水の総合的な管理、湧水の保全、国際的な水問題解決のための貢献等。 農薬について、生態系保全の充実に向けた取組の強化、農薬の飛散等による大気経路ばく露を考慮した人の健康保護のためのリスク管理措置の充実。 国際的な動向を踏まえたダイオキシン類対策の一層の推進。 土壌汚染対策法の施行を通して浮かび上がってきた土壌汚染対策法の対象範囲や搬出汚染土壌の適切な処理の確保等の課題等についての整理検討。食品の基準の見直し動向を踏まえた、農用地土壌汚染対策に係る指定要件の検討。											大気生活環境の保全について、工場・事業場騒音、建設作業騒音の規制等の施策の更なる拡充。交通騒音モニタリングのあり方の検討。注目度の高い中枢街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだ街作り推進のための人材育成、個別ツールの開発、講習会の開催等の実施。 閉鎖性水域の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施。水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準の早期撤廃に向けた取組の実施、的確かつ効率的なモニタリング手法及び水質監視体制の確立を図るための検討、地下水の総合的な管理に向けた検討・対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、平成19年4月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組等の実施 農薬について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の着実な設定の推進、陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向けた取組の推進、農薬の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。 POP条約やWHOの検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進。 土壌汚染に関する様々な現状・課題の把握、制度等の必要な見直し。		

施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
			H20年度予算要求への反映				H20年度機構・定員要求への反映		施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価				
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等 (b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止		評価対象政策を廃止、休止、又は	機構要求への反映	定員要求への反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価 第162回(H17.1.21) 第164回(H18.1.20) 第166回(H19.1.26)			その他の重要政策に関する評価	
4 廃棄物・リサイクル対策の推進	<p>廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。</p> <p>物質フロー指標の検討を含め循環基本計画の見直しを行い、更なる充実的な施策の推進が必要。</p> <p>発生抑制、再使用も重視して一般廃棄物の再生利用、適正処理等の各種施策を推進することが必要。また、バイオマス利用やエネルギー利用強化を重視しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりが重要。</p> <p>各種リサイクル法については、更なる円滑な施行及び法に定める見直し時期を踏まえた制度の見直しが必要。</p> <p>産業廃棄物の適正処理のために、排出事業者及び処理業者の優良化や電子マニフェストの普及拡大をさらに推進することが必要。また、PCB汚染物や微量PCB混入廃電気機器の適正な処理体制の構築及び石綿含有廃棄物の安全かつ円滑な処理ルートの確保が必要。</p> <p>不法投棄防止の早期発見、未然防止対策を引き続き強化することが必要。</p> <p>3Rを通じて国際的な循環型社会形成を推進するため、G8とアジアにおける複層的な3Rイニシアティブの展開が必要。また、適正な国際資源循環確保に向け、不法輸出入対策に関する国際連携の強化が必要。</p> <p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の更なる推進を図ることが必要。</p>										<p>2004(平成16年6月4日):活力ある社会・経済の実現に向けた重要4分野(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定))の考え方に沿い施策を集中(第3部2.(3))</p> <p>環境保護と経済発展の両立の観点を踏まえ、循環型社会の構築に向け、リサイクル対策、ごみの排出抑制、不法投棄対策等に引き続き取り組む(第1部5.(5))</p> <p>2005(平成17年6月21日):循環型社会の構築を目指す(第3章6.)</p> <p>廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(いわゆる3R)や不法投棄対策について、国内での取組を強化する。また、……、「3Rイニシアティブ」を踏まえた国際的な取組を推進する。(別表1(7))</p> <p>基本方針2006(平成18年7月7日):生活におけるリスクへの対処(地球環境の保全・循環型社会の構築)</p> <p>「不法投棄対策を含む循環型社会の構築、……」</p>	<p>「地域」、「国際」等に重点を置いて循環基本計画の見直しを行い、新計画の下、地方環境事務所ともより一層連携しつつ、施策を総合的に推進するとともに、普及広報等により国民運動的展開を行う。</p> <p>循環交付金の活用等により、廃棄物系バイオマスの有効活用など市町村における一般廃棄物の3R・エネルギー回収等を推進し、循環型の地域づくりを実現する。</p> <p>家電リサイクルについては、早急に制度見直しを行う。建設リサイクルについては、法定の見直し時期を踏まえ検討を行う。他の個別リサイクル法についても政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。</p> <p>産業廃棄物については、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進する。PCB汚染物処理施設の整備推進等のPCB処理推進方策及び石綿含有廃棄物の新たな処理技術についての検討を行う。</p> <p>不法投棄対策については、都道府県等との情報共有等、不法投棄の監視・即応体制の強化を図る。</p> <p>アジア地域を中心に二国間・多国間協力を進めるとともに、2008年のG8サミットに向け行動計画案を作成するなどリーダーシップを発揮する。また、税関との連携やアジア各国との連携体制の強化等により廃棄物等の不法輸出入対策の強化を図る。</p> <p>単独処理浄化槽使用者への積極的な働きかけを図り、合併処理浄化槽への転換を推進する。</p> <p>国際的対応の充実・強化等を通じた循環型社会形成の更なる推進に伴う組織体制の整備を行うとともに、食品リサイクル関連業務及びバイオマス廃棄物の利活用の拡大強化に対応した定員要求を行う。また、廃棄物の適正な越境移動の確保のための業務の強化に対応した定員要求を行う。</p>	

施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
			H20年度予算要求への反映				H20年度機構・定員要求への反映		施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価				
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は	機構要求への反映	定員要求への反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価 第162回(H17.1.21)	第164回(H18.1.20)	第166回(H19.1.26)	その他の重要政策に関する評価	
5 生物多様性の保全と自然との共生の推進	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。	<p>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</p> <p>依然として多くの動植物が絶滅の危機に瀕していること、沿岸部の埋立てや林地・農地の耕作等放棄が依然進行していることなどから、社会情勢の変化等をふまえた生物多様性の状況把握と保全のための対応が必要。</p> <p>生物多様性条約の第10回締約国会議の招致が閣議了解されたことを受け、国際的取組を一層充実することが必要。</p> <p>【自然環境の保全・再生】</p> <p>国立公園や世界自然遺産地域などの原生的な自然環境、優れた自然及び里地里山などの二次的な自然環境、沿岸海域などの効果的な保全・管理について、目標達成のためのより効果的な手法を検討。</p> <p>地域の多様な主体の参画による自然再生事業を着実に実施する必要。</p> <p>【野生生物の保護管理】</p> <p>レッドリストの定期的な更新及びそのための情報収集。</p> <p>種の保存法に基づく、希少種の流通の適正化や、トキ等の野生復帰事業を始めとした保護増殖事業等の更なる推進。</p> <p>改正鳥獣保護法に基づく具体的施策の展開や野生鳥獣の感染症等のモニタリングの実施、鳥獣被害に強い地域づくりの推進。</p> <p>渡り鳥等の保護に係る二国間条約・協定や多国間パートナーシップ等による国際的な枠組みによる、生態系ネットワークの形成、ラムサール条約湿地の保全等の推進。</p>										<p>基本方針2005(平成17年6月21日)：「自然環境・景観の保全を通じた自然との共生を推進する。」</p> <p>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</p> <p>新・生物多様性国家戦略に示された各種施策を引き続き展開するとともに、自然環境の状況や社会経済の変化をかんがみ、平成19年度中に第3次戦略の策定を行う。</p> <p>第3次生物多様性国家戦略を踏まえつつ、より一層充実した自然環境情報整備を図るための取組を推進することとし、平成20年度より新たに生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、市民など多様な主体の参加・連携による情報収集、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を開始する。あわせて、これらに係る業務量の飛躍的増加が見込まれるところから、必要な定員を要求する。</p> <p>生物多様性条約の第10回締約国会議の招致に向けた取組を行う。</p> <p>【自然環境の保全・再生】</p> <p>国立公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態的ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進めるため、自然環境や社会状況等の調査を推進する。また、国立公園の管理運営の充実・強化に必要な定員を要求する。</p> <p>地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。</p> <p>世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦・登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。</p> <p>自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民やNPO等に対する支援の充実を検討する。</p>	

施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										
			H20年度予算要求への反映					H20年度機構・定員要求への反映			施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価		備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は	機構要求への反映	定員要求への反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価 第162回(H17.1.21)	第164回(H18.1.20)	第166回(H19.1.26)	その他の重要政策に関する評価	
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	<p>生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。</p> <p>【動物の愛護及び管理】 ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策。 動物センター等に収容された動物の殺処分数を減少させていくため、再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参画自治体の増加及び適正譲渡の推進。 動物の所有者明示を推進するためマイクロチップによる個体識別措置の普及・推進。 動物愛護管理について、更なる法律等の周知及び国民への普及の強化。</p> <p>【自然とのふれあいの推進】 国立公園における自然体験活動の充実及び解説に携わる人材の育成・確保。 地域資源の持続的な保全・活用(エコツーリズムの推進)及び情報提供の質及び利便性の向上。 環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等の視点を踏まえた施設整備の重点的・計画的推進。 温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための政省令等の整備及び温泉資源保護のためのガイドラインの作成。 魅力ある温泉地づくりを支援するため、温泉の有効活用の推進及び地域の活性化に貢献する施策の検討。</p>											<p>【野生生物の保護管理】 レッドリストの見直しを完了させるとともに、トキの野生復帰に向けた取組を推進させるなど、保護増殖事業の着実な推進を図る。 改正鳥獣保護法等に基づく具体的施策の展開や鳥インフルエンザウイルスの保有状況のモニタリング調査等により野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。 ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。</p> <p>【動物の愛護及び管理】 動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施。 動物愛護管理法に基づき、都道府県が策定する動物愛護管理推進計画の技術的助言を行う。 再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加、システムのより一層の充実を図るとともに適正譲渡講習会を開催する。 個体識別措置の普及を図るほか、個体識別データに関するデータベースの運用を開始する。 外来生物の輸入及び輸入鳥獣の適正な管理事務体制の充実・強化に必要な定員を要求する。</p> <p>【自然とのふれあいの推進】 パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、自然体験の機会や情報を積極的に提供する。 地域資源の持続的な保全・活用のため、平成20年4月エコツーリズム推進法の施行予定を踏まえたエコツーリズムの普及・定着を図るとともに、エコツーリズムに係る推進体制の充実・強化のための機構要求を行う。 環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等の視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材利用、バリアフリー化等に配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的推進を図るとともに、施設整備推進体制の充実・強化に必要な定員を要求する。</p>

施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)		
			H20年度予算要求への反映					H20年度機構・定員要求への反映			施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価				
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価 第162回(H17.1.21)	第164回(H18.1.20)	第166回(H19.1.26)	その他の重要政策に関する評価				
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。													温泉資源保護のためのガイドラインを作成するため、温泉に関する専門的知識を有する学識経験者等による技術的・専門的な検討を実施する。 温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査や禁忌症及び適応症に関する最新の医学的知見を踏まえた検討調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を実施する。 温泉の成因メカニズムや温泉に関する科学的な情報及び温泉入浴上の注意等の情報を発信するほか温泉地の特性を活かした取組を支援するとともに、魅力ある温泉地づくりモデル地区の整備事業の実施を目指す。
6	化学物質対策の推進	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。 【環境リスクの評価】 化学物質環境実態調査における更なる調査要望への対応、ナノテクノロジー製品の生態系への影響調査が必要。 環境リスク初期評価については、引き続きリスク評価手法の改善が課題。 生体中及び製品中の化学物質含有状況モニタリングを検討。 【環境リスクの管理】 既存化学物質の有害性情報を充実させることが課題。 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の改正に向けた対応が必要。併せて、これらと化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協同を推進していくことが課題。 Japanチャレンジプログラムのスポンサー登録数を増やすことが課題。 【リスクコミュニケーションの推進】 化学物質と環境円卓会議については、より幅広い利害関係者の参画を促す観点からの参加者の拡大が課題。											【環境リスクの評価】 一般環境中の化学物質環境実態の調査を推進・強化していく。ナノテクノロジー製品の生態系への影響を調査する。 環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。 平成19年度中に生体モニタリングの実施可能性について検討する。 製品に含まれる有害化学物質のモニタリングを実施するとともに、化審法に基づく立入検査等の充実・強化を図るため、これらの業務の執行に必要な定員を要求する。 【環境リスクの管理】 平成20年4月以降に行われるJapanチャレンジプログラムの中間評価に向けた作業を進めるとともに、事業者に対しプログラムへの参加・協力を求める。 欧州REACH等諸外国の対応についての情報収集・発信を進め、国際的動向を踏まえた制度見直しに資する。 PRTR制度の定着とそのデータの有効活用への推進。		

施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)	
			H20年度予算要求への反映					H20年度機構・定員要求への反映			施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価			その他の重要政策に関する評価
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価 第162回(H17.1.21)	第164回(H18.1.20)	第166回(H19.1.26)			
6	化学物質対策の推進	<p>化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。</p> <p>【国際協調による取組】 SAICMに係る国内実施計画策定及びアジア太平洋地域における主導、地球規模の有害金属汚染問題への対応が課題。 関係各主体と連携し、諸外国との制度との調和も視野に入れた取組を進めることが課題。</p> <p>【国内における毒ガス弾等対策】 神栖市における緊急措置事業について、事業開始から5年間を目標に実施する必要。 神栖市の事案の汚染メカニズムの全容解明、神栖市・平塚市の事案の汚染土壌の処理。 平成15年調査によるA分類事案(寒川町、平塚市、習志野の事案)について、未実施地域における環境調査の実施。 B、C分類の浜松市の事案の埋設不審物の確認。</p>										<p>【リスクコミュニケーションの推進】 引き続き化学物質と環境円卓会議の地方開催を行うなど、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。</p> <p>【国際協調による取組】 SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。 中国・韓国等諸外国との政策対話を進める。 我が国の有害金属対策策定に向けた取組を強化するとともに、地球規模での有害金属対策の立案に貢献する。また、これらの業務の執行に必要な定員を要求する。</p> <p>【国内における毒ガス弾等対策】 神栖市における緊急措置事業を引き続き着実に実施するほか、汚染メカニズムの全容解明に努めるとともに、汚染土壌等の処理等を実施。 寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。 浜松市の事案について、掘削を伴う不審物確認調査を実施。</p>		
7	環境保健対策の推進	<p>【公害健康被害対策(補償・予防)】 公健法による被認定者への補償及び公害による健康被害の未然防止。 幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査の一層の推進。</p> <p>【水俣病対策】 公健法の認定申請者等の新たに救済を求める者への対応。 公健法の認定申請者に対する検診及び審査の実施、国賠訴訟やその他の訴訟への対応。 水俣病発生地域における環境福祉対策の一層の推進。 水俣病経験の国内外への更なる情報発信及び国際的な取組への積極的対応。</p>									<p>第163回所信表明演説(平成17年9月26日):「今後被害の拡大が懸念されるアスベスト問題に対処するため、被害者救済対策やアスベストの早期かつ安全な除去などに政府を挙げて取り組んでまいります。」</p>	<p>【公害健康被害対策(補償・予防)】 公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養施設の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに、局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)を着実に実施する。</p> <p>【水俣病対策】 与党PTとの連携の下での新たな救済に向けた取組を進める。 公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図る。 水俣病発生地域の環境福祉対策の充実を図る。 水俣病経験の普及啓発セミナーを開催するとともに、水俣病の客観的診断手法の確立をはじめとする調査・研究の推進、国際的な取組への積極的な対応を図る。</p>		

施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
			H20年度予算要求への反映				H20年度機構・定員要求への反映		施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価				
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は	機構要求への反映	定員要求への反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価 第162回(H17.1.21)	第164回(H18.1.20)	第166回(H19.1.26)	その他の重要政策に関する評価	
7	環境保健対策の推進	<p>【石綿健康被害救済対策】 救済法の附帯決議において、政府は、健康被害の実態について十分調査・把握し制度の施行に反映させるよう努めることや、情報収集等を行い必要があれば施行後5年を待たずとも所要の見直しを行うこととされている。</p> <p>【環境保健に関する調査研究】 スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化の検討及びスギ・ヒノキ以外の花粉観測・予測体制整備の検討。 環境中極微量化学物質測定分析法が未確立。 WHOの電磁界に関する総合的評価公表への対応検討。</p>										<p>第163回所信表明演説(平成17年9月26日):「今後被害の拡大が懸念されるアスベスト問題に対処するため、被害者救済対策やアスベストの早期かつ安全な除去などに政府を挙げて取り組んでまいります。」</p>	<p>【石綿健康被害救済対策】 石綿による健康被害の救済に関する法律の着実かつ円滑な施行に努める。 平成19年度以降、一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査(6地域)、石綿ばく露の疫学的解析調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査を実施する。</p> <p>【環境保健に関する調査研究】 スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともにスギ・ヒノキ以外の花粉観測や予測に係る調査事業を進める。 環境中における極微量化学物質の分析法に関する調査研究を継続する。 磁界等環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査に関する情報収集を継続し、定期的な保健指導マニュアルの更新を行う。</p>
8	環境・経済・社会的統合的向上	<p>引き続き税制優遇措置の実施に努め、環境税について総合的な検討を進めることが必要。 事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、金融グリーン化の促進、環境ビジネスのノウハウの蓄積、より効果的なグリーン購入のための特定調達品目や判断の基準の見直し、市町村のグリーン購入の取組の遅れへの対応が課題。 地域環境行政支援情報システムの周知と利用者のニーズの変化への対応、環境と経済の好循環のまちモデル事業の事業効果の評価、残された公害防止計画策定地域の公害の解消が課題。 NPO等の政策提言能力の向上、パートナーシップ形成に必要なプラザ等の体制・機能の充実、CSR事業のモデルの創出・普及、パートナーシップ事業立ち上げにかかる手法の開発・実</p>										<p>基本方針2004(平成16年6月4日): ～環境教育を推進する(1部.5.(5)) 基本方針2005(平成17年6月21日): 環境保全の理解を深めるため環境教育を推進する(別表1(7)) 基本方針2006(平成18年7月7日): 第4章 安心・安全の確保と柔軟で多様な社会の実現 4.生活におけるリスクへの対応 「環境と経済の両立を図るため、金融面から環境配慮を進めるとともに、…。環境教育や、クールビズ、「もったいない」の心をいかした国民運動等を推進する。」</p>	<p>税制優遇措置を引き続き実施し、環境税の検討を含め税制のグリーン化に取り組む。 環境配慮促進法の見直しに向けた調査、民間事業者による環境報告書作成の及び利用促進、環境報告書の信頼性向上のための取組み、環境保全に資する事業への融資のマッチングの仕組みの調査検討・普及促進を実施する。また、環境ビジネスの市場規模等について引き続き調査し、環境ビジネス振興のための具体的施策を検討し、対策を実施する。グリーン購入について国等による取組を拡大するとともに、地方公共団体向けのガイドライン冊子等の作成や消費者に向けての環境情報の提供方法の検討を行う。さらに、環境配慮契約法の基本方針に沿って、国等の機関において環境に配慮した契約に取り組み、機構・定員要求を行う。 省エネ家電等の買換促進、国民一人ひとりの環境行動を促すエコポイント、環境負荷見える化等の取組を行う。</p>

施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況											備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)	
			H20年度予算要求への反映					H20年度機構・定員要求への反映			施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価				その他の重要政策に関する評価
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価						
				(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止、又は中止				第162回 (H17.1.21)	第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)				
8 環境・経済・社会の統合的向上		個々人の環境保全の意識の向上を具体的な行動に結び付けること、環境教育の地域間格差を解消するためのプログラム整備等、わが国における「ESD実施計画」の初期段階における重点的取組事項のうち「高等教育機関における取組」を充実することが課題。												地域環境行政支援情報システムの質・量を充実するとともに、環境と経済の好循環のまちモデル事業の評価を進め、また、公害防止計画による施策の推進を図る。 セミナー等の開催によるNPOの政策提言能力の向上の支援、プラザ・地方EPOと関係機関との連携関係の強化、成功したCSR事業の発掘・普及、協働による環境保全型地域活性化ツールの開発等、国民の環境行動を促進するための取組を行う。 引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに「高等教育機関における取組」を支援するための具体的施策を実施する。 公共交通を中心とした都市づくり等、環境負荷の小さいまちづくりの取組を図る。	

施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
			H20年度予算要求への反映					H20年度機構・定員要求への反映			施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価		
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策を廃止、休止、又は	機構要求への反映	定員要求への反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			その他の重要政策に関する評価	
				(a)評価対象政策の重点化等	(b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止				第162回 (H17.1.21)	第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)		
9	環境政策の基盤整備	<p>各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。</p> <p>基本計画の指標の適切な運用・見直し及び同計画を踏まえた環境配慮の方針の見直しが課題。</p> <p>環境影響評価について、環境に対する新たなニーズへの対応や最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上、事業者、行政、住民等での情報の共有やコミュニケーションの充実、手続を終了した案件のフォローアップ、より上位の計画や政策での環境保全上十分な環境配慮システムの導入が課題。</p> <p>産学官連携、地域の優良技術の発掘・実用化などの視点も考慮しつつ、技術開発基盤の整備や優れた環境技術を普及・促進する取組の一層の推進が課題。中長期を見据えたナノテク技術開発、一般向け専門家向けといった受け手を意識した専門的な研究・技術の開発や成果の普及・啓発等が課題。</p> <p>経済・社会データなども含めた環境情報の更なる収集、利用、情報提供の充実を図るほか、環境情報の満足度の向上が課題。</p> <p>期間の環境政策のビジョン(超長期ビジョン)の検討・取りまとめと対外的発信。</p> <p>環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図ることが必要。</p>										<p>第161回所信表明演説(平成16年10月12日):科学技術を活用した環境保護と経済発展の両立。環境に優しい科学技術の開発や普及は、経済の発展につながる。(地域の再生と経済の活性化)</p> <p>基本方針2004(平成16年6月4日):科学技術については、……重点4分野(ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料)への更なる重点化(第3部.1.(4).)</p> <p>基本方針2005(平成17年6月21日):「活力ある社会・経済の現実に向けた重点4分野」(「基本方針2002」)の考え方に沿い施策を集中(第4章.3.重点化と抑制の考え方)</p> <p>重点4分野を中心に……施策を集中する。総合科学技術会議が一層の主導性を発揮し、重点化・効率化を図る中で、重点4分野内でも更に領域を絞り込み、投資効果を一層向上させる方策を確立する(別表(4)公共投資の重点化・効率化)</p>	<p>基本計画に係る施策の効果的な実施、点検、結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。</p> <p>環境影響評価について、新たな調査・予測手法の開発、環境保全措置に係る体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作り等を進める。手続を終了した案件のフォローアップの充実、施行状況の実態把握を進める。戦略的環境アセスメント(SEA)については、ガイドラインに基づく効果的な実施に向けた基盤整備とガイドラインの不断の見直し、より上位計画等における環境配慮システムの導入を検討する。また、フォローアップの充実、ガイドラインに基づく効果的なSEAの実施のため、定員要求等により体制を強化する。</p> <p>「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)」について、毎年フォローアップを実施し、専門家の助言等を求める。地域の産学官連携により環境技術開発の基盤を整備し、優良技術の実用化のための技術開発と成果の普及を図る。</p> <p>啓発対象に応じた手法展開により、効率的な環境情報の提供・普及・啓発を進めるほか、環境情報の満足度の向上を図るため環境情報戦略の策定に向け検討する。環境省ホームページについて、各種コンテンツ等の充実を図る。さらに、超長期ビジョンの検討・とりまとめ及び国際シンポジウムの開催等を通じた同ビジョンの対外的発信や継続的な社会的情勢等の注視を行う。</p> <p>環境保全活動の普及・啓発を推進するため、各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。</p>

施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況											備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)	
			H20年度予算要求への反映					H20年度機構・定員要求への反映			施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価				
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			その他の重要政策に関する評価			
				(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止、又は中止				第162回 (H17.1.21)	第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)				
その他 (成果重視事業の事業評価)	外来生物飼養等情報データベースシステム構築費	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の円滑な運用による特定外来生物の飼養等の適正化と防除の推進。	本システムは、微修正や機能の追加が必要な部分があるが、特定外来生物の飼養等許可を受けた者の情報はすべて入力され、地方環境事務所及び農林水産省とも共有できるデータベースとして機能している。また、特定外来生物の種によっては、新機能追加により入力・出力に係る労力を大きく削減できている。しかし、電子申請については、電子署名などの仕組みが外来生物の飼養者である一般国民の間で一般的ではなく、申請は現在のところ紙媒体で行われている。これは、本データベースシステム構築業務のみの課題ではないが、電子申請の割合を10%確保するとして当初の成果目標を達成するに当たって、大きな課題となっている。												データの検索機能を改良する等の改修を行い、システムの円滑な運用を図る。電子申請の割合を増加させるためには、当事業の範囲外である電子認証の国民への普及が不可欠である。外来生物法の手続は、申請の様式変更に伴い一時的に休止している1種類を除き、全て電子申請に対応しており、本データベースシステムも対応させていくことで電子認証が普及した際の円滑な業務遂行を図る。

施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)		
			H20年度予算要求への反映					H20年度機構・定員要求への反映		施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価					
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策を廃止、休止、又は		機構要求への反映	定員要求への反映	施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価				その他の重要政策に関する評価	
	(a)評価対象政策の重点化等	(b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止					第162回 (H17.1.21)	第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)						
その他 (成果重視事業の事業評価)	子どもエコクラブ 子どもエコクラブ会員登録数を平成18年度末で11万人とする。	2年間(平成18年度末)での事業目標を、登録メンバー数11万人としてきたが、目標を大幅に上回ることができた。これは、「目標達成のための手段」それぞれについて、強力に推進した結果と考えられる。地域の中で、積極的に環境保全活動等に取り組む子どもたちが増えたと評価したい。 ただし、事業自体には、以下の課題が残っている。 地方自治体の課題 各自治体では、既存の活動プログラムの紹介だけでなく、地域に根ざした独自の活動を提供、展開したいとの意向が強い。しかし、自治体によっては、企画力やノウハウ等がないため、独自の事業展開ができていないところもある。 会員(メンバー)及びプログラムの課題 メンバーの中心は小学生である。そのため、提供される教材や活動プログラムも小学生向けのものが多く、幼児から高校生までの幅広いメンバーの要望に応えることが難しい。										基本方針2004(平成16年6月4日): ～環境教育を推進する(1部.5.(5)) 基本方針2005(平成17年6月21日): 環境保全の理解を深めるため環境教育を推進する(別表1(7)) 基本方針2006(平成18年7月7日): 第4章 安心・安全の確保と柔軟で多様な社会の実現 4.生活におけるリスクへの対応 「環境と経済の両立を図るため、金融面から環境配慮を進めるとともに、…。環境教育や、クールビズ、「もったいない」の心をいかにした国民運動等を推進する。」	引き続き会員増を目指し、子どもエコクラブ事業の広報・普及活動に取り組む。 地方自治体の課題に対しては、自治体担当者を対象にした研修会の開催や、毎年開催している「子どもエコクラブ全国フェスティバル」等を通じて、学校や地域と上手く連携した事例などの紹介や事業展開に当たっての意見交換の場の提供により、ネットワーク作りを支援し、情報交換を促進する。 これらの取り組みにより、地方自治体のニーズの把握に努め、各自治体や各クラブが、地域に根ざしたエコクラブ事業・活動を展開できるように支援する。 会員(メンバー)及びプログラムの課題に対しては、当面はニュースレターを通して、幼児等が取り組めるプログラム等を提供する。また、従前より、企業・団体から教材提供等を受けているが、今後幅広い年齢・学年に対応できるように、様々な教材提供等を企業・団体に呼びかける。		
その他 (成果重視事業の事業評価)	逸走動物の早期発見、遺棄された動物の飼い主責任の明確化に資するため、家庭動物等の飼養において、マイクロチップをはじめとする個体識別措置の普及率向上を図る。	環境省、6自治体、AIPO(動物ID普及推進会議)による個体識別情報に関するデータベースの試験運用を実施するとともに、マイクロチップ埋込み技術マニュアルの配布、獣医師等を対象とした技術講習会の実施、技術マニュアルの更なる内容の充実を図るための実証事業、全国の地方環境事務所等へのマイクロチップリーダーの配備等を行い、個体識別措置の実施体制の整備については着実な進展があった。 一方、個体識別措置の登録頭数については、これまでのベースでは目標年度(H22年度)における目標の達成は困難な状況であり、一般飼養者、動物取扱業者、獣医師等へのさらなる普及啓発等による、普及率向上のベースアップが必要となる。										個体識別情報に関する全国的なデータベース・ネットワークの運用開始、危険な動物へのマイクロチップ埋込み技術マニュアルの配布・講習会の開催等により、個体識別措置の実施体制等の整備を図るとともに、一般飼養者、動物取扱業者、獣医師等へのより一層の普及啓発を実施する。			

3. 事前評価結果(平成18年10月から平成19年9月まで)の政策への反映状況

(1) 公共事業

(1) - 1 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果 (一般廃棄物処理施設整備事業)

事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
ごみ処理施設整備事業 静岡県静岡市	H19.3	18-21	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和50年度、58年度竣工)による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
リサイクルセンター整備事業 山口県周南東部環境施設組合	H19.3	18-19	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の 신설。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 容器包装廃棄物(プラスチック類、ビン、缶等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
最終処分場整備事業 北海道札幌市	H19.3	18-23	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の 신설。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果) 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター整備事業) 宮城県登米地市	H19.3	18-21	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の 신설。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
最終処分場整備事業 秋田県大仙美郷環境事業組合	H19.3	18-19	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 埋立処分地施設の未整備による施設の 신설。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果) 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
熱回収施設整備事業 秋田県八郎湖周辺清掃事務組合	H19.3	18-19	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和57年度竣工)による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
リサイクルセンター整備事業 秋田県八郎湖周辺清掃事務組合	H19.3	18-19	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の 신설。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター整備事業) 山形県東根市外二市一町共立衛生処理組合	H19.3	18-20	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(廃棄物再生利用施設)の老朽化(昭和59年度竣工)による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 容器包装廃棄物(プラスチック類、ビン、缶等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
最終処分場整備事業 群馬県吾妻東部衛生施設組合	H19.3	18-19	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 埋立処分地施設の未整備による施設の 신설。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果、悪臭・害虫等の減少効果) 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。

事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
最終処分場整備事業 千葉県八千代市	H19.3	18-20	・必要性:埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果、悪臭・害虫等の減少効果)	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
最終処分場整備事業 富山県高岡市	H19.3	19-20	・必要性:埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果、悪臭・害虫等の減少効果)	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
最終処分場整備事業 福井県小浜市	H19.3	18-19	・必要性:埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果、悪臭・害虫等の減少効果)	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
最終処分場整備事業 長野県飯田市	H19.3	18-20	・必要性:埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果、悪臭・害虫等の減少効果)	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
熱回収施設整備事業 静岡県袋井市森町浅羽町広域行政組合	H19.3	17-19	・必要性:現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和57年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
最終処分場整備事業 愛知県半田市	H19.3	19-20	・必要性:現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果)	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
熱回収施設整備事業 兵庫県姫路市	H19.3	18-21	・必要性:現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和59年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
リサイクルセンター整備事業 兵庫県姫路市	H19.3	18-21	・必要性:現有施設(廃棄物再生利用施設)の処理能力の不足による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
熱回収施設整備事業 和歌山県岩出市	H19.3	18-20	・必要性:現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和58年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター整備事業)、エネルギー回収推進施設(熱回収施設) 和歌山県橋本周辺広域市町村圏組合	H19.3	18-20	・必要性:現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和57年、62年度竣工)による施設の更新。廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。

事業主体名	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
汚泥再生処理センター整備事業 広島県三次市	H19.3	18-21	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター整備事業) 福岡県宇美町・志免町衛生施設組合	H19.3	19-20	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(廃棄物再生利用施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
マテリアルリサイクル推進施設(灰溶融施設整備事業) 佐賀県脊振共同塵芥処理組合	H19.3	18	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 灰溶融施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
リサイクルセンター整備事業 鹿児島県北薩広域行政事務組合	H19.3	18-19	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
エネルギー回収推進施設(熱回収施設整備事業) 鹿児島県始良郡西部衛生処理組合	H19.3	18-19	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和53年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
リサイクルセンター整備事業、ストックヤード整備事業、熱回収施設整備事業 沖縄県倉浜衛生施設組合	H19.3	18-21	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和51年、57年度竣工)による施設の更新。廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。

(1) 公共事業

(1) - 2 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果 (産業廃棄物処理施設モデル的整備事業等)

事業主名体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 財団法人山梨県環境整備事業団	H18.10	18-20	・必要性: 山梨県内において管理型産業廃棄物最終処分場がないため ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性: 産業廃棄物の処理体制の確保	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
廃棄物処理施設における温暖化対策事業 長崎県バイオマスリサイクル事業協同組合	H19.1	19-29	・必要性: 産業廃棄物のサーマルリサイクルの推進 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性: 二酸化炭素排出量の削減 産業廃棄物の処理体制の確保	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。

(2)新設規制

規制の名称	規制の内容	評価時期	評価結果の概要(期待される効果)	評価結果の政策への反映状況
温泉法の一部を改正する法律	掘削等の許可への条件の付加及び条件違反の際の許可の取消し規定等の新設	H19.3	・温泉の掘削等を行う者に対し、許可の際に付した条件を遵守させることができることとなり、事業の実施中の状況に応じた、温泉資源の保護、公衆衛生上の問題の防止等の公益侵害の防止を図ることができることとなる。	第166回国会へ当該法律案を提出した。 (平成19年4月18日成立、4月25日法律第31号として公布)
	温泉の掘削等についての承継規定の新設		・許可に当たっては、温泉の掘削等の事業の内容、人的な欠格要件に該当しない旨が審査されるが、承認に当たっては、人的な欠格要件に該当しない旨のみが審査される。また、許可のうち掘削、増掘又は動力の設置に対するものについては、都道府県の審議会への諮問が必要であるが、承認に際しては審議会への諮問は不要となる。 その結果、相続、合併又は分割の際は、通常の許可に比べ、申請書の量の削減、審査手続の迅速化、手数料の低廉化の3つの効果が生ずる。 申請書の量の削減については、温泉の掘削等の事業の内容や、温泉の成分についての申請書が削減される。なお、これは環境省令の改正をもって措置される予定である。 審査手続の迅速化については、年数回しか開催されない審議会への諮問が不要となることで、いつでも迅速に手続を進めることができるようになる。 手数料の低廉化については、現在、掘削は約12～13万円、増掘及び動力の装置は約11万円、公共の浴用又は飲用への提供は約3万5千円の手数料が徴収されているが、審査内容の削減と審議会への諮問を経ないことに伴い、低廉化が図られる見込みである。なお、これは都道府県が条例改正により行うものである。	
	掲示項目の追加		・入浴者等に対して温泉に関するより充実した情報を提供する必要が生じた際に、迅速に掲示項目の追加を行うことができることとなる。	
	温泉成分の定期的な分析の義務付け		・入浴者等に対して、現時点での温泉成分により近い情報が提供されることとなる。 入浴者等にとって、それほど古くない分析結果が掲示されていることで、温泉に関する情報提供に対する信頼が高まる。	

規制の名称	規制の内容	評価時期	評価結果の概要(期待される効果)	評価結果の政策への反映状況
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律	窒素酸化物重点対策地区等における建物の新設等に係る届出制度の導入	H19.3	・建物設置者による自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための環境配慮に関する取組を担保・促進することにより、重点対策地区内の建物における事業活動に伴う自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質を抑制することができる。	第166回国会へ当該法律案を提出した。 (平成19年5月11日成立、5月18日法律第50号として公布)
	一定の事業者に対する周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する計画作成等の義務付けの導入		・事業者による周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する取組の実施を担保・促進することにより、周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等を抑制することができる。	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律	油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄の禁止	H19.2	・海底下廃棄を原則禁止とすることで、海洋環境の保全が推進される。	第166回国会へ当該法律案を提出した。 (平成19年5月23日成立、5月30日法律第62号として公布)
	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可制度の創設		・特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄が適切な場所や方法で実施されることを確保し、特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を防止することができる。 ・万が一特定二酸化炭素ガスの海洋への漏えい等による海洋環境の保全上の障害のおそれが生じた場合であっても、監視により当該状況が早期に発見されることで、迅速な対応が可能となる。	
	指定海域として環境大臣が指定した海域の海底及びその下の形質の変更の届出及び計画変更命令の創設		・本規制に基づき届け出られた特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域内における海底及びその下の形質の変更の施行方法等を環境大臣が確認し、必要と判断される場合には、海底及びその下の形質の変更の施行方法に関する計画を変更させることにより、当該特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を未然に防止することができる。	
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律	食品関連事業者による定期報告制度の導入	H19.2	・定期報告の結果、取組が著しく不十分と認められた事業者については、直ちに法第23条の報告徴収又は立入検査を行い、勧告等状況の改善のための措置をとることが可能となる。また、優良な取組事例及び平均的な事例については、業種・業態ごとにその数値や取組内容を公表すること等により、業種全体の取組の促進・深化を促すことが可能となる等の効果も期待できる。	第166回国会へ当該法律案を提出した。 (平成19年6月6日成立、6月13日法律第83号として公布)